

第2節 国際平和協力業務など

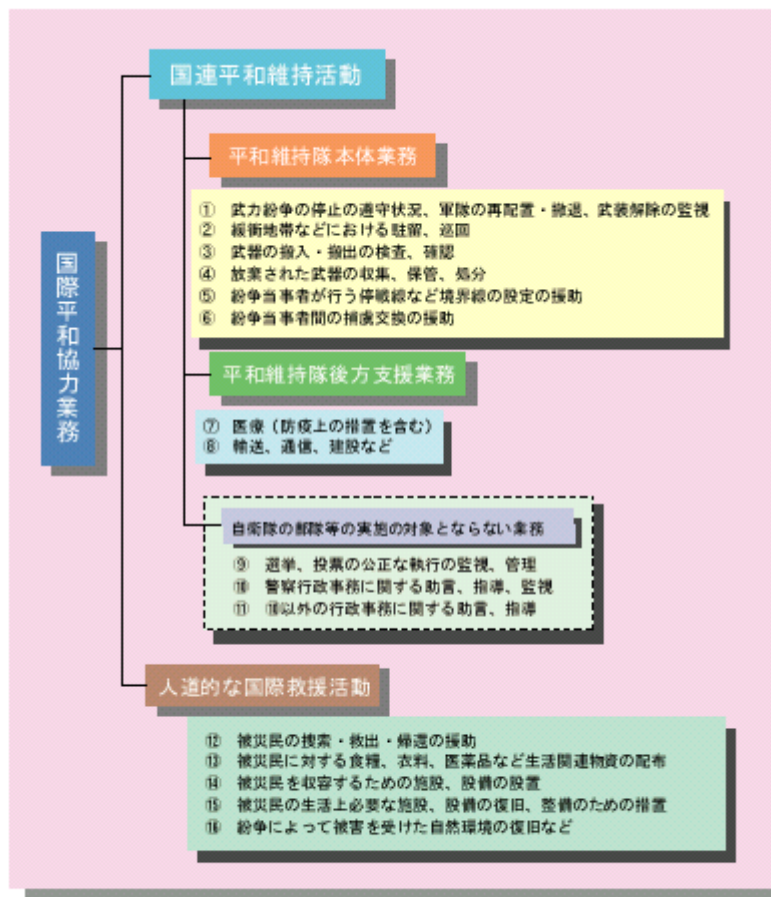
1 国際平和協力業務

自衛隊の部隊等は、国際平和協力業務のうち、任務に支障を生じない限度において、医療、輸送、通信などの業務を実施することとなっている。なお、自衛隊の部隊等による、いわゆる平和維持隊本体業務については、別途法律で定める日までの間は実施しないこととされている。

第4-1図 平和維持隊への参加に当たっての基本方針（いわゆる5原則）

- I 紛争当事者の中で停戦の合意が成立していること。
- II 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- III 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- IV 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
- V 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

第4-2図 国際平和協力業務のうち自衛隊の部隊等が行う業務



- (注) 1 上記に類する業務が政令により追加されることもあり得る。
 2 平和維持隊後方支援業務として⑦～⑩の業務を、また、人道的な国際救援活動として⑦及び⑧の業務を行うこともあり得る。

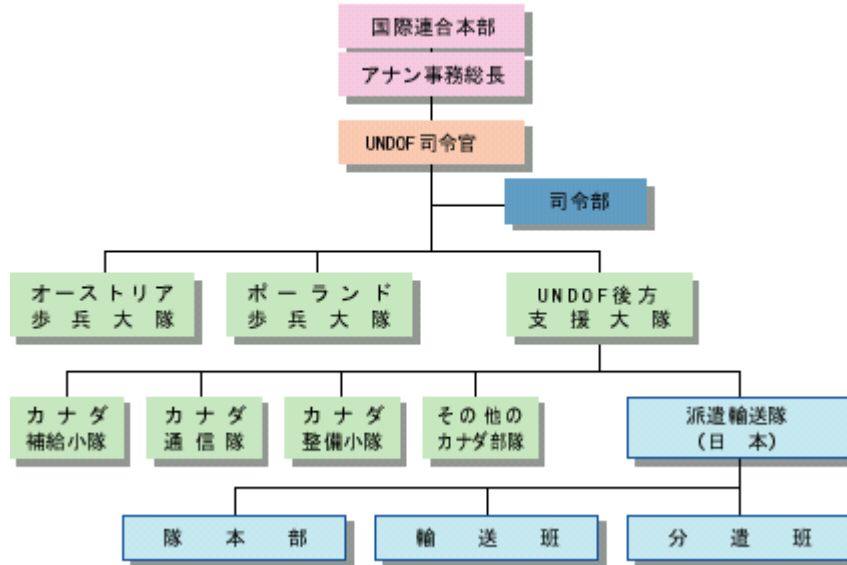
これまでの国際平和協力業務の教訓・反省を踏まえ対応策を講じるとともに、武器の使用などに係る国際平和協力法改正が行われた。

また、国際平和協力業務の本来任務化は国民世論などをも踏まえつつ慎重に検討していくべき問題であり、組織の在り方に関する議論については、具体的な必要性を精査した上で慎重に検討する必要

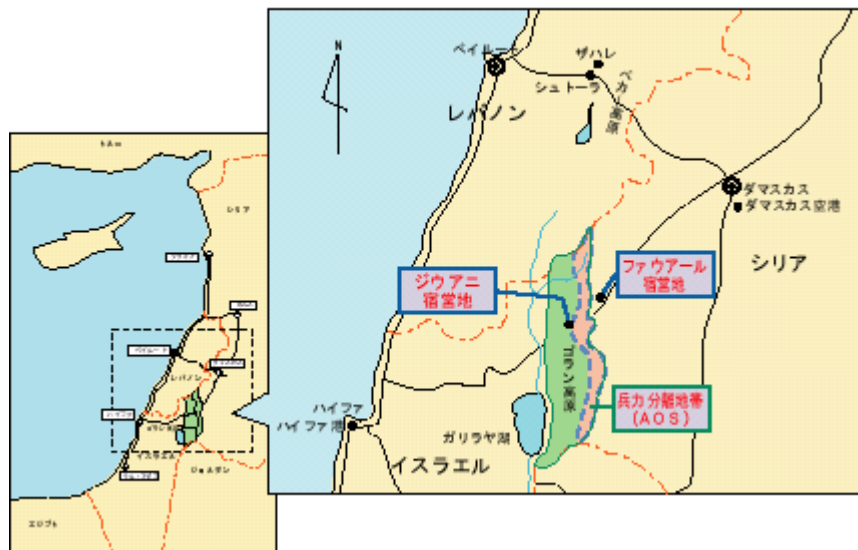
がある。

自衛隊は、ゴラン高原に5次にわたって部隊を派遣して輸送などの業務に従事し、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）司令官や関係国から高い評価を得ている。

第4-3図 UNDOFの概要



第4-4図 ゴラン高原周辺図



2 国際緊急援助活動

自衛隊は、国際緊急援助活動として、医療や空輸などの活動を実施できる態勢を保持している。